



初冬の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第22回土地区画整理審議会の報告、仮換地証明等の発行についてお知らせいたします。



第22回土地区画整理審議会の報告

- 日 時 平成25年11月29日（金）
午後2時00分から午後2時45分まで
- 場 所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
- 内 容 平成25年度道路整備等予定箇所について【説明】
- 出席者 委員9名、事務局8名
- 傍聴者 12名

審議会の内容

平成25年度道路整備等予定箇所について【説明】

平成25・26年度工事予定箇所について、別紙（第22回審議会資料1）をもとに説明を行いました。

■平成25年度施工予定箇所

- ①東側地区（東妙蓮寺広場内及び隣接道路）
 - ・道路築造工事（区6-11号線、区6-13号線）及び東妙蓮寺広場内の整地工事〔11月入札により請負業者決定済〕
 - ・上下水道工事〔1月入札予定〕
- ②西側地区（当事務所北側 先行取得用地）
 - ・道路築造工事（区8-1号線、特4-1号線）〔12月入札予定〕

■平成26年度施工予定箇所

- ③東側地区（東妙蓮寺児童遊園地西側）
 - ・道路築造工事（区6-13号線）
- ④西側地区（当事務所北側）
 - ・道路築造工事（区6-1号線、区6-2号線）及び整地工事

なお、本事業における最初の工事着手にあたり、「和光市駅北口土地区画整理事業 起工式」を平成25年12月17日（火）に開催することを説明しました。

裏面へ続く

仮換地証明等の発行について

仮換地証明等は、仮換地指定された土地区画整理事業施行地区内の土地について発行します。

この証明は、登記、融資等の手続の際、土地区画整理事業における土地について証明する書類として、重要な役割を果たしています。

証明の種類と内容について

証明	内容	図面等
仮換地証明	施行地区内の土地について、仮換地指定済みであることの証明	案内図・仮換地図
仮に権利の目的となるべき宅地証明	所有権以外の使用収益権のある土地について、仮に権利の目的となるべき宅地、又はその部分を指定していることの証明	案内図・仮換地図
底地証明	仮換地指定済みである土地が位置する従前の地番の証明	案内図・仮換地重ね図
保留地証明 ※	保留地の位置、形状、地積等の証明	案内図・保留地図
保留地権利登録台帳記載事項証明 ※	施行者が土地の登記簿に代わるものとして保留地の権利等を台帳に記載している事項の証明	—
換地不交付証明	施行地区内の土地、又は所有権以外の使用収益権の存する土地について、換地、又は仮に権利の目的となるべき宅地が不交付であることの証明	従前の土地図
道路幅員証明	仮換地、又は保留地が接する事業計画に定める道路幅員の証明	道路幅員図

※保留地は現在、処分されていないため保留地に関する証明書の発行を行っていません。

手続について

①申請方法

各種証明願は当事務所で用意しておりますので、必要事項（申請者、証明を必要とする理由等）を記入し、窓口で申請してください。

なお、代理人が申請する場合は土地にかかわる権利者からの委任状を添付してください。

②受付窓口

和光市駅北口土地区画整理事業事務所

③受付時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、国民の祝日を除く）

④必要なもの

申請者又は代理人の本人確認ができる身分証明書（運転免許証・パスポート又は健康保険証等）、印鑑（認印）、委任状（代理人が申請する場合に必要となります。書式は当事務所、又はホームページからダウンロードできます。）

⑤手数料

発行に係る手数料は無料となっております。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

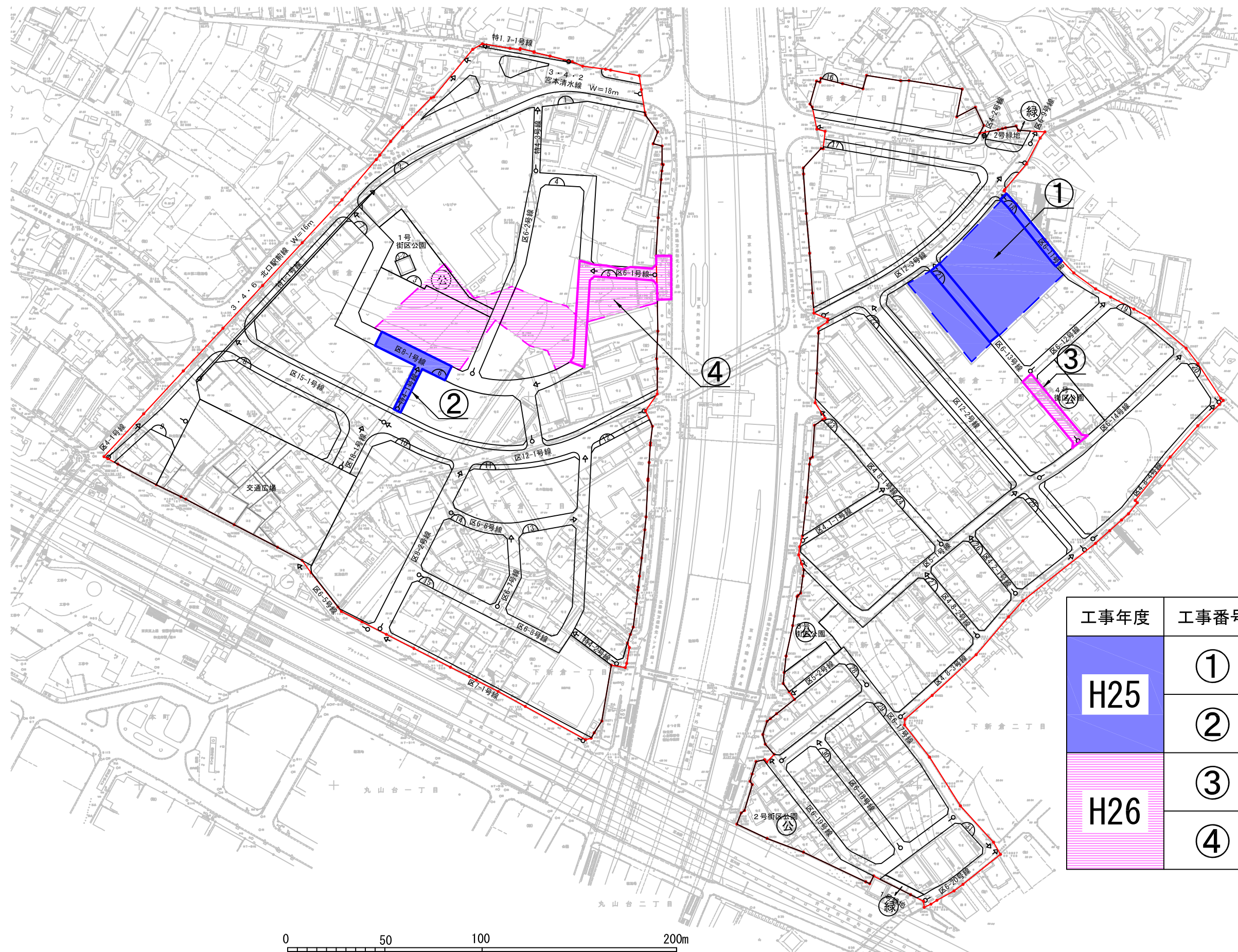
TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp



平成25・26年度工事予定箇所図

縮尺 1:2000



工事年度	工事番号	工事内容
H25	①	道路築造工 L=92.3m、A=419.8㎡ 整地工 A=2952㎡ 上下水道工事 L=45.0m
	②	道路築造工 L=65.5m、A=424㎡
H26	③	道路築造工 L=44.2m
	④	道路築造工 L=88.8m 整地工 A=3271㎡